

請求書への押印見直しについて



令和7年4月1日より、八雲町へ提出する請求書への押印が省略できるようになりました。また、従来通りの押印がある請求書も提出可能です。

※請求書に訂正があった場合は、再提出になりますのでご了承ください。

【押印省略する場合の必要事項】

・発行責任者および担当者の氏名（フルネーム）、連絡先（電話番号）

※発行責任者とは、代表取締役や支店長、所長など社内において請求権限の委任を受けた役職員のこと。

※担当者とは、取引に係る事務担当者のこと。発行責任者と担当者が同一の場合、連絡先のみ記載で構いません。

【押印を省略した請求書の提出方法】 ※印字作成された請求書へ手書きでの追記はできません。

(1) 郵送または持参の場合

(2) 電子メールで提出の場合

- ・請求書の請求日は電子メール送信日と同一にしてください。
- ・請求書のファイルはPDF形式で提出してください。
- ・担当課の組織メールアドレスに提出してください。

【問い合わせ先】 会計課会計係 ☎0137-62-2113



町HP

八雲
地域

事業系一般廃棄物処理
手数料の納付申告をし
てください

八雲町のごみ収集運搬を利用する事業所については、町条例に基づく処理手数料の納付申告が必要です。

【事業系一般廃棄物とは】
事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物のことで、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理しなければならいとされていますが、八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理も行っています。

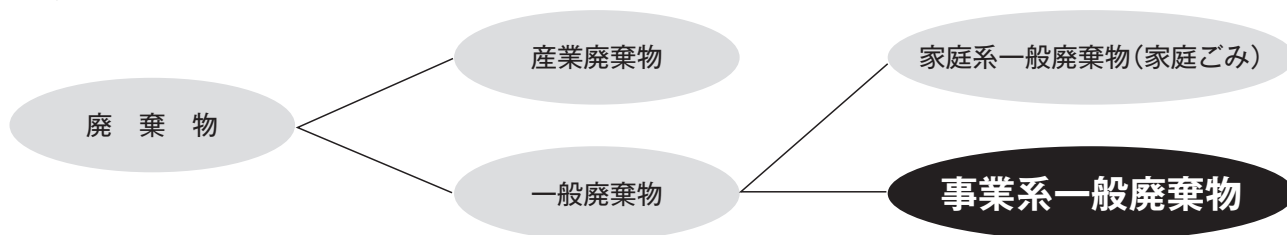
【納付申告の対象事業所】
事業系一般廃棄物の処理にあたり、町のごみ収集運搬を利用する事業所。

【申告・更正等に必要な書類】
下記の表のとおり、各書類は環境衛生係の窓口で用意していますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

申告・更正等必要な書類一覧

対象事業所	必要な書類の提出
①町のごみ収集運搬を利用して事業系一般廃棄物の処理を行う事業所	納付申告書と調査表を提出
②移転などにより人員、場所等に変更がある事業所	更正申請書と調査表を提出
③閉鎖等で手数料を支払う必要が無くなった事業所	消滅申請書を提出

廃棄物の分類フローチャート



【申請・問い合わせ先】 環境水道課 環境衛生係 ☎0137-63-2020 FAX0137-62-2120